

唐 吳 兢 撰
日本 原田 種 成 校

貞觀政要定本

財団法人 無窮会 東洋文
化研究所紀要 第三輯

380

唐 吳 兢 撰

日本 原田種成 校

貞觀政要定本

財團法人 無窮會東洋文
化研究所紀要 第三輯

發刊の辭

孔子が歴史時代と認定された堯舜より以後、聖王が相次いで出たといふ三代を別として、秦の始皇が天下を統一してより今日に至るまで二千餘年。此の間に皇帝となつた人は、數百千人の多きに及ぶが、其の中で明君を求むれば、第一に指を屈するものは、何といつても、唐の太宗であらう。清の康熙帝が之に次ぐ。

始皇と漢武とは名高いが、始皇が太古以來の封建制度を破つて郡縣とした事は、偉とするに足るが、祖先以來、詐術を以て山東の六國を亡した。其のやり方は、今の某國そのままで、思ひ返しても氣味が悪い。御本人の始皇は資性殘虐で、史記には「人を殺すことは擧ぐる能はざるが如く、人を刑することは勝へざるを恐るるが如く、天下皆之に叛けり」と曰つてある。だから、萬世に帝たることを夢みながら、帝と稱してから僅に三世十五年にして、家も國も共に亡んだ。漢の武帝は父祖の勤儉の後を承け、國帑の豊富に乗じて豪奢を極めたから、其の行動はきびきびして、派手に見えたが、在位五十年間、四方を征伐して寧謐なく、庶民を罷弊させた。晩年大に悔いて、萬民に謝したから、秦の二の舞は免れたが、實に危かつた。

唐の太宗は、天縱の聰明睿知で、父を佐けて天下を定め、帝位に即くに及んでは、深く治術に通じて善政を行ひ、萬機の暇には、常に群臣を集めて政務を談論した。其の物の考へ方は、總て儒道に基き、其の身を正しくして人を正し、萬民をして其の所を得しむるに

努めた。其の記録が即ち貞觀政要である。

貞觀とは太宗一世を通じた元號で、二十三年に亘り、其の治績は上の上で、今日に至るも、猶ほ貞觀の治として謳歌されて居る。政要とは政治の要道といふ意味で、此の書には政治に關する肝要な問題が語り盡されてある。故に後世の明主は此の書を愛重せぬものはない。我が明治天皇は之を座右に置かれ、大正天皇の侍讀であつた三島中洲先生は、常に此の書を御進講申上げたといふ。

今少しく其の書を覗いてみると、君臣が政務を談論する中に、或る臣が、昔堯舜の御代にも四凶があつて四方に放たれた。今の聖朝にも佞臣なしとは限らぬ。故に天子が時に陽り怒つて之を試めされるがよい。理を執りて屈せぬものは直臣である。天子の威に畏れて旨に順ふものは佞臣であると申上げたら、太宗は吾自ら詐を爲して、臣下の直を責められようか。私は至誠を以て天下を治めようと叱られた。又此の頃盜が多く、民が困つて居たので、近頃は法が寛で罪が軽い。だから盜が多いのだ。法を改正して、罪を重くし、盜を禁ずるのが宜しからうと奏する者があつた。太宗は之に對して、世に盜が有るのは、民の衣食が足らぬからだ。これは上が奢を止めて費を省き、廉吏を用ひて税を軽くすることが先務だといはれた。當時西域の胡人で寶玉を賣買するものがあつて、美玉を得ると、股の肉を割いて藏つて居た。之を聞かれた太宗は、官吏が賄賂を取つて法に觸れたり、帝王が奢欲に拘つて國を亡したりする者は、此の胡の笑ふべきに異ならぬと言はれた。といふ様に、帝王の治政上の訓誡のみではなく、士庶人の修養に資する教訓がなかなか多い。

此の書は早く日本にも渡來し、平安朝以來、歴代の天皇が皆之を愛讀され、輔弼の臣等も銳意之が講明に努めた。鎌倉以來の幕府でも深く信奉したといふ。此の故に日本には多くの刊本寫本が傳存し、漢土で見ることを得ない善本が多い。諸書を比較校勘して、其の誤を正すことは、日本ならではの、其の資料が得られない。此の爲に前所長加藤虎之亮博士は之が校勘を施した譯解の作成を、原田講師に依頼されたのは昭和十八年のことであつた。ところが、間もなく敗戦となり、社會狀勢の變革に遭ひ、譯解の出版計画もまた頓挫し、その囑も中絶のやむなきに至つた。然るに、原田講師は加藤博士の志を空しくせず、獨力で校勘記を作り、更に進んで定本を作製したのである。

原田講師は大東文化學院高等科出身の俊才で、我が研究所の第一期の卒業生である。其の天に稟くるものが英敏にして精密。本務の餘、全力を此に注ぎ、苟も異本を藏する者ありと聞けば、遠しとして到らざるなく、必ず借覽して漏す所はなかつた。其の勞は眞に多とすべきものがある。文部省は「本邦における貞觀政要の傳來とその異本の研究」および「貞觀政要の定本の作製」に對して昭和三十二年度以來三か年に亘つて科學研究費を交付し、法政大學は定本の裏づけとなる「本邦傳來の貞觀政要の研究」に對して文學博士の學位を授けた。之に據りて此の定本の優秀性が認められよう。

同じく人類といつても、東洋人と西洋人とは、自ら異なる所がある。文化の傳統も各々其の特色を存して居る。従つて政治道德も亦自ら各々主とする所が有つてよろしい。然るに今の日本人は、西洋の物質文明の榮然たるに驚いた餘り、一切の我が有を棄てて、彼を模

傲せんとし、東洋の身を修むるを本とする政治體制まで、惜しみなく放棄して、唯々利を之れ求むる政治道德が行はれて來た。これは東洋人としては、眞に遺憾の極みである。孟子は上下交々利を征すれば國危しといひ、苟も義を後にして利を先にすれば奪はざれば廢かずと曰はれた。利は萬人の好むものだが、決して萬民を安ずるものではない。此の憂を持たる人は、是非貞觀政要に親しんで欲しい。久しく帝王の書であつた此の書を、一般民衆の修養書としたいと念願する。此の意味から、定本の稿成るに及んで、請うて本研究所の紀要として世に送ることにした。

昭和三十六年五月

財團法人無窮會東洋文化研究所長

松 本 洪 識 す

凡

例

一、貞觀政要の通行本は元末に戈直が校訂した集論本であるが、これを本邦に傳存する唐鈔本系の舊鈔本と校比するに訛謬衍脱が夥しい。かつ、新發見の寫字臺本を詳しく検討した結果、貞觀政要の吳兢の原本には、中宗に上進した初進本と玄宗に上進した再進本との兩本があり、宋代刊行の際に、その兩種の本を混用した篇章の移易が行われたのみならず、戈直はその宋刊本をもとにしてさらに移易を加えたことが明かになった。しかも宋代刊刻のときの底本にすでに誤脱があつたためか、戈直本には文字の上にも多くの訛脱が認められる。

一、この定本は、建治本を底本とし本邦傳來の舊鈔本および和漢の各種の刊本を用いて校訂を加え、さらに貞觀政要と關係のある史料に傍證を求め、しかる後に文旨を案じて取捨の勘案を下したものである。

一、この定本に底本として用いた建治本は、藤原南家相傳の秘本と稱せられ、建治元年（一二七五）の舊鈔卷子本で、その本奥書によつて安元以來の傳承が明かであり、しかも、當時の異本十數通との異同の注記も施されている。この本は宮内廳書陵部に卷一、穗久邇文庫に卷二以下の九巻が現存し、全十巻完具し、舊鈔本中最も信を措くことができるものである。

一、初進本と斷定した寫字臺本、あるいは菅家本を底本としなかつたのは、寫字臺本は卷

一、卷二を缺き、菅本家にはその巻九に宋刊本の寫入があることが明かであり、ともに底本とするのには適しないからである。

一、舊鈔本を用いた貞觀政要の校訂本には、江戸時代において、高松藩儒岡井圖南の刊正貞觀政要、小田原藩の校本、紀州藩の校刻の三種がある。刊正本は南家本を用いてはいるが底本には鳥飼版を用い、その校勘もまた善を盡していない。小田原本は清の嘉慶本を底本とし、南菅兩鈔本を用いてその考異を掲げているが、單に異同を示すだけで取捨の案を加えていない。紀州本は慶長版を底本とし、舊唐書・冊府元龜・名臣奏議等に傍證を求めているが、舊鈔本はかえつて輕視している。しかも、これらは寫字臺本の存在を知らず、建治本あるいは傳金澤文庫本等の鎌倉時代の舊鈔本を見ることがないものであり、いずれも舊鈔本を底本とした定本ではない。

一、初進本である寫字臺本は再進本である南家・菅家の兩本に比してその巻四が全く異なっている。そして漢土の刊本は宋代刊刻のときにこの巻四の章を補入したものである。それゆえ、南家本を底本としたこの定本は、南菅兩本には無い寫字臺本の巻四を附篇として載せ、さらに、本邦の舊鈔本には無くして漢土の刊本のみにある章を補篇として一括した。

一、全巻の章に通し番號を付け、研究の便に資した。ただ舊鈔本はその性質上、分章の明かでないものが多いから、刊本の分章に従ったものもある。

一、建治本には鈔本特有の異體字も多いが、印刷の都合上すべて通行の漢字を用いた。ま

た、原則として舊字體の漢字を用いたが、中には既即節爵慨概郷響漢謹嘆難尋隱侵穩急増憎頼姫穀突壤抜などの類は、活字の都合上やむなく新字體を用いたことを諒とされた
い。

一、考異の記載は、異同がある字は、その本文の右旁に。印をつけ、下欄にその異同を記した。ただ、南家本には、底本に用いた建治本のほかに興福寺本・狩谷本・松崎本があり、菅家本には、内藤本・菅原長親本があり、寫字臺本には藤波本があるが、それぞれ同一系統の傳寫本で、その文字に大異はないから、總括して團・圓と標し、特に異同がある場合には團・圓等と明記した。刊本の場合もまた、元槧・明初刊本・韓版・戈直本の間には異同が少ないから、總括して團と標し、特に異同がある場合には團・圓・團・國と明記した。舊唐書・冊府元龜等の史料は、原則として諸本の異同と關連があるものだけを掲げた。ただ、刊本に佚して舊鈔本だけにある十五章は、諸本にない史料の異同も掲げた。また、政要に引用されている經子の類の字句については、しばらく通行本との異同を掲げるに止め、その本格的な校勘は後日に期した。

一、字句の異同は原則として下欄の考異に掲げたが、往々にして長文の異同があつて下欄には掲げ盡くせないものがある。よつて鈔本にない語句が五字以上に亘るものは本文中に細字を用いて掲げることにした。これは後日この定本に據つて語句索引を作製するとき、鈔本に無くして刊本だけに有る語句もまた檢索することができるようにするためでもある。

4. 寫字臺本

- イ、寫字臺本（寫字臺文庫舊藏龍谷大學圖書館藏）卷一・二缺
ロ、藤波本（藤波家舊藏京都大學圖書館藏）卷一・二・七・八缺
ハ、假名貞觀政要（宮内廳書陵部藏・正保整版）

5. 日蓮親寫本（本門寺藏）卷一存

6. 傳金澤文庫本（五島美術館藏・徳富蘇峰舊藏御茶水圖書館藏）卷二・十存

7. 羅振玉本（東方學會刊）卷五・六存

8. 慶應本（慶應大學圖書館藏）卷二殘

9. 天理本（天理圖書館藏）卷七存

10. 刊正貞觀政要（岡井圖南著、麓保孝氏藏）

11. 日本訪書志（日本訪書志には刊本の佚章および上表の全文を掲げており、その字句には往々南營兩本と異なるものがある）

乙、校本

1. 慶安校合本（久邇官家舊藏穂久邇文庫藏）

2. 狩谷校齋校本（松本市立圖書館藏）

3. 伴信友校本（上野圖書館藏）

丙、刊本

1. 元 槧（秩父官家舊藏）

凡 例

凡例

2. 明初刊本（靜嘉堂文庫藏）
3. 韓版註解本（京都大學圖書館藏・內閣文庫藏）
4. 戈直集論本（明成化刊本）
5. 戈直注所引舊本
6. 清嘉慶刊本
7. 慶長版（伏見版）
8. 元和版
9. 鳥飼版（承應版・天和版・延享版・鳥飼版）
10. 小田原版
11. 紀州版
12. 講義本（清・溫肅講義）

丁、史料

1. 魏鄭公諫錄 唐・王方慶輯（明倫館本・官版）
2. 唐會要 唐・王溥撰（武英殿聚珍版本）
3. 舊唐書 後晉・劉昫等奉勅撰（百衲本）
4. 文苑英華 宋・李昉等奉勅編（內閣文庫藏明寫本・明隆慶刊本）
5. 文苑英華注所引貞觀政要
6. 唐文粹 宋・姚鉉編（四部叢刊本）

7. 冊府元龜 宋、王欽若等奉勅撰（靜嘉堂文庫藏宋本・北京圖書館藏宋本・内閣文庫藏明寫本・明崇禎刊本）
8. 新唐書 宋、歐陽脩・宋祁奉勅撰（百衲本）
9. 資治通鑑 宋、司馬光撰（百衲本）
10. 玉海 宋、王應麟奉勅撰（内閣文庫藏元刊本）
11. 唐鑑 宋、范祖禹撰（官版）
12. 歷代名臣奏議 明、黃淮・楊士奇等奉勅撰（明崇禎刊本）
13. 全唐文 清、杜弼等奉勅編（清、嘉慶刊本）

昭和三十六年十一月三日

原田 種成 するす



目次

發刊の辭	一
凡例	五
貞觀政要定本	一
上貞觀政要表	一
貞觀政要序	三
卷一 君道第一	七
政體第二	一六
任賢第三	三五
求諫第四	五一
納諫第五	五八
君臣鑒戒第六	六八
擇官第七	七二
論封建第八	八五
論太子諸王定分第九	九六
論尊師傳第十	一〇一
教誡太子諸王第十一	一〇九

卷五

規諫太子第十二.....一一五

論仁義第十三.....一三二

論忠義第十四.....一三六

論孝友第十五.....一四六

論公平第十六.....一四九

論誠信第十七.....一五五

卷六

論儉約第十八.....一七六

論謙讓第十九.....一八〇

論仁惻第二十.....一八二

慎所好第二十一.....一八四

慎言語第二十二.....一八七

杜讒佞第二十.....一九〇

論悔過第二十四.....一九六

論奢縱第二十五.....二〇〇

論貪鄙第二十六.....二〇六

卷七

崇儒學第二十七.....二一二

論文史第二十八.....二一六

論禮樂第二十九.....二二〇

卷八

務農第三十.....二四〇

論刑法第三十一.....二四四

論赦令第三十二.....二五六

論貢獻第三十三.....二六一

論征伐第三十四.....二六五

論安邊第三十五.....二八

論行幸第三十六.....二九〇

論佃獵第三十七.....二九二

論祥瑞第三十八.....二九六

論災異第三十九.....二九七

論慎終第四十.....三〇二

貞觀政要定本附篇.....三一七

卷四 輔弼第九.....三一七

直言諫爭第十.....三二四

興廢第十一.....三四四

求媚第十二.....三五二

貞觀政要定本補篇.....三五三

後記.....三六五

貞觀政要定本

唐 吳兢撰

日本 原田種成校

上。貞觀政要表 史臣吳兢撰

臣兢言。臣愚比。嘗見朝野士庶。有論及國家政

教者。咸云。若以陛下之聖明。克遵太宗之故事。

則不假遠求上古之術。必致太平之業。故知天

下蒼生。所望於陛下者。誠亦厚矣。易曰。聖人感

人心。而天下和平。今聖德所感。可謂深矣。竊惟

太宗文武皇帝之政化。自曠古而求。未有如此

之盛者也。雖唐堯虞舜。夏禹殷湯。周之文武。漢

之文景。皆所不逮也。至於用賢納諫之美。垂代

立教之規。可以弘闡大猷。增崇至道者。並煥乎

此表阮瞻因無。又見卷二九八。圖四九有抄文。

圖四九有抄文。圖四九有抄文。圖四九有抄文。

明圖全無以字。

圖四九有抄文。圖四九有抄文。圖四九有抄文。

圖四九有抄文。圖四九有抄文。圖四九有抄文。

明圖全求作來。

明圖全求作來。

明圖全求作來。

明圖全求作來。